

## 第1 目的

公立大学法人埼玉県立大学情報セキュリティ基本方針(以下「本方針」という。)は、公立大学法人埼玉県立大学(以下「本学」という。)が保有する情報資産を様々な脅威から保護するため、情報資産を取り扱う教職員(非常勤職員、臨時職員を含む。)及び本学に在籍する学生(以下「教職員等」という。)が守るべき事項、情報資産へのアクセス制御等の技術的な対策等、情報資産のセキュリティを確保するために必要な様々な対策について、組織的かつ継続的に取り組むための基本的な考え方を定めるものである。

情報資産は、不正な情報漏洩や改ざん、情報システムやネットワーク事故や故障、自然災害や失火による損害等の脅威に常にさらされている。また、情報技術の進歩とともに、日々新たな脅威が発生している。

そこで、それぞれの立場で注意深く情報資産を取り扱うとともに、情報資産を守るために本方針の遵守を徹底し、本学における情報セキュリティ水準を維持し、向上させることを本方針の目的とする。

## 第2 定義

本方針等で使用される用語・概念は、以下に定めるところによる。

- (1) 情報資産  
情報及び情報を管理するための仕組み(情報システムの開発、運用及び保守を行うために必要な資料等)の総称をいう。
- (2) 機密性  
認可された者だけが情報を利用できることをいう。
- (3) 完全性  
情報及びその処理方法が正確かつ完全であることをいう。
- (4) 可用性  
認可された者が必要なときに情報を利用できることをいう。
- (5) 情報セキュリティ  
広範囲にわたる多種多様な脅威から情報資産を保護することであり、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (6) 情報システム  
ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク並びに電磁的記録媒体等及びこれらで構成され全体で業務処理を行うもの、並びに、それらを適切に運用・管理するために必要な全ての人や物をいう。
- (7) サーバ  
ネットワークで接続された情報システムにおいて、クライアントに対して、機能やデータを提供するコンピュータ又はプログラムをいう。
- (8) クライアント  
パーソナルコンピュータ及びモバイル端末をいう。

## 第3 適用範囲

- 1 本方針の対象となる情報資産は、本学が保有する情報資産のうち、次に掲げるものとする。
  - (1) 情報システム(システム構成図等の文書を含む。)
  - (2) 電磁的に記録されている全ての情報
  - (3) 記録媒体
  - (4) 環境設備(電源設備、空調設備等をいう。)
- 2 本方針は、1の情報資産を取り扱う教職員等に適用する。

#### 第4 組織体制

情報セキュリティ対策を組織的に推進するため、管理体制及び運営体制を整備する。

#### 第5 情報資産の分類及び管理

情報資産については、情報の機密性、完全性及び可用性を踏まえ、その重要度に応じて分類するとともに、的確に管理する。

#### 第6 情報セキュリティ確保要綱の策定

次に掲げる項目についての情報セキュリティ対策を、情報セキュリティ確保要綱（以下「確保要綱」という。）で定める。

- 1 情報セキュリティに係る組織運営
- 2 情報資産管理
- 3 物理的なセキュリティ対策  
物理面からのセキュリティ確保を図るための対策を講じる。
  - (1) 侵入防止策
  - (2) 防犯設備
  - (3) 入退室管理
  - (4) 磁気媒体の運搬時や保管に際しての施錠管理
  - (5) コンピュータ稼働環境の整備
  - (6) 機器の保守・点検体制
- 4 システム的なセキュリティ対策  
システム面からのセキュリティ確保を図るための対策を講じる。
  - (1) 不正アクセス防止
  - (2) 接続先の特定
  - (3) 暗号化
  - (4) 外部ソフトウェアパッケージ導入時の評価・管理
  - (5) オペレーション面の安全管理
- 5 情報システムの開発及び導入に係る基準  
論理的な面からのセキュリティ確保を図るための対策を講じる。
  - (1) 標準アクセスに関するルール
  - (2) 開発・運用の各組織間・組織内の相互牽制体制
  - (3) 開発管理体制
  - (4) 障害発生時の対応策
  - (5) プログラムの管理
  - (6) 外部委託
- 6 外部委託基準
- 7 情報セキュリティに係る危機管理対策
- 8 情報セキュリティに係る監査及び点検
- 9 情報セキュリティに係る倫理規定

#### 第7 情報セキュリティ実施手順の策定

本方針に基づき、情報資産の管理及び業務遂行に係る手順等を明記した情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を定める。

#### 第8 教職員等の責務

教職員等は、情報資産を安全に管理することの重要性について、共通の認識を持つとともに、本方針及び確保要綱（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守し、関連する法令等に従う。

#### 第9 違反した教職員等への対応

教職員等が情報セキュリティポリシーに違反し、調査の結果、その状況が信用失墜行為、職務上の義務違反、法令違反等に該当する場合は、本学の定める規程等に基づく必要な処置を講じるものとする。

#### 第10 情報セキュリティ監査の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について定期的に監査を実施する。

#### 第11 評価及び見直し

情報セキュリティ監査の結果を踏まえ、情報セキュリティポリシーで定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等を考慮し、情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

附 則

(施行期日)

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

本方針は、平成28年4月1日から施行する。